

神栖市はさき保健・交流センター作業台等購入

1 総 則

この仕様書は、現在建設中の「神栖市はさき保健・交流センター」に設置する備品について定める。

2 件 名

4 神栖市はさき保健・交流センター作業台等購入

3 製品仕様及び数量

- (1) 納入する物品及び数量は、別紙購入備品一覧表のとおりとし、同等品を可とする。
- (2) 納入する物品については、同等品の納品でも可能とするが、一覧表に記載する物品以外を納入する場合は、品質、規格等において同等以上のものとし、公告に記載の質疑の受付期限までにカタログ等仕様の分かることを添付し、質疑にて同等品申請を行い、回答により承認を得ること。なお、同等品の承認にあたっては、価格も勘案するので、物品の定価の分かる資料も用意すること。

4 納入期間

納入は、令和5年3月20日までとし、納入日については、事前に市と協議のうえ、決定するものとする。

5 納入場所

神栖市土合本町一丁目 8762 番地 11

神栖市はさき保健・交流センター

6 入札金額

入札金額には、物品価格のほか、運搬、取付け、納入等に要する一切の費用を含むものとし、消費税相当額を除いた価格を入札書に記入すること。

7 検 収

納入時において、納品物の機能、品質等に不具合がないことを確認することをもって検収にかかる。

8 備品の設置

- (1) 施設への搬入から設置に当たっては、事前に市と協議を行い実施すること。
- (2) 納入品の搬送、施設への搬入、組立て、養生、設置等の諸経費は、全て本契約に含むものとする。
- (3) 納入品の設置に当たり、養生方法、搬入ルート及び組み立ては受託者の責任において実施すること。
- (4) 納入品の設置位置は、納入の際に、市の担当者の指示に従い設置すること。

9 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受託者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) (2) の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

10 特記事項（その他）

- (1) 搬入・運搬時は道路交通法を遵守し、作業の安全確保を十分に行うこと。

- (2) 施設と納入品が接触等の恐れがある場合には必要に応じて養生を行うこと。
- (3) 納入品搬入時に施設への損傷が発生した場合は、原因者の責任により現状復旧を行うこと。納入品の設置に関する技術的必要事項は、本仕様書に明記されていないものについても対応すること。
- (4) 納入物については、原則的に市が提供する備品管理シールおよび保護シールを貼り付けること。
- (5) 落札決定後には、品名、メーカー名、型式等名、数量、単価を記載した内訳書を作成し、神栖市へ紙及び電子媒体で提出すること。
- (6) 現場の収まり、取合等の関係で仕様書によることが困難である場合は、市と協議を行うこと。軽微な仕様変更が生じた場合の契約金額の増減は原則行わないものとする。
- (7) 納品時には、市の担当職員の検査を受け、検査不合格となった場合は、納入期限までに合格品を納入すること。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

購入備品一覧表